

# きりばたけ

## 通信

62号

令和3年7月号（年4回）  
札幌司法書士会 会長 後藤力哉  
編集担当責任者 番井菊世  
<https://sihosyosi.or.jp/>  
〒060-0042  
札幌市中央区大通西13丁目4番地  
電話 011-281-3505  
FAX 011-261-0115



保証人になると、債務者が債務の支払いをしない場合、債務者に代わって支払いを求められます。借金の保証人になった場合には、保証人になった時点で、債務者がいくら借りているのかが分かります。しかし、例えば、アパートを借りる時など金額の定まっていないものの保証人になった場合には、どのくらいの金額の保証人になったのか、保証人になった時点ではわかりません。そこで、昨年4月から「保証」に関する法律が変わりました。保証人になる契約をする際に、最大でいくらまでの保証をするかの金額を決めることになりました。

## 「保証」に関する法律が変わりました

「保証」に関する法律が変わったんだって？

そうだね。保証人になった人が、予想外の金額を請求されて困ったことにならないように、最初からいくらまで保証するか決めておこうということになったんだよ。



いままでは、いくら保証するか、保証人になった時点ではわからなかったの？

そうなの。例えば、アパートを借りる場合を考えてみよう。保証人をつけて下さいと言われることが多いね。



親戚に保証人をお願いされたら、ただ名前を貸すだけかなという感覚で、保証人になることも多いだろうね。もし保証することになっても、家賃1か月分くらいかなと考えてしまうなあ。



だけど、家賃の未払分だけではなく、アパートのものを壊した場合にはその修繕費や、たばこの不始末で火事を起こした場合には、多額の損害賠償が発生することもあるんだ。実際に、予想以上の金額を請求されて、困る人が多いんだ。中には、給与の差し押さえまでされてしまう人や、破産に追い込まれた人もあるんだよ。



それは大変だ！

そこで、最初にいくら保証するのかがはっきりしていない契約の場合には、保証人が責任を負う支払いの限度額である「きょくどがく極度額」を定めておくというルールができたんだ。





もし、「極度額」を定めなくて契約をしたらどうなるの？

保証の契約は無効になって、保証人は支払わなくてよくなるよ。だから、大家さんは保証人と契約を結ぶときには、「極度額」を決めておくように気を付けなければならないね。



「極度額」って、具体的にはどのように定めるの？例えば、「家賃の3か月分」という感じかな？

家賃も長く借りていると変わることもあるから、もっとはっきりと「金30万円」のように金額で定めたほうがいいだろうね。



法律が変わる前に結んだ契約はどうなるの？「極度額」を定めていないから、保証人との契約はすべて無効になるの？

法律が変わる令和2年4月1日より前に結んだ契約は、無効になることはないよ。新しく更新契約を結びなおす時には、「極度額」を入れなければならないね。



どれだけの金額を保証しなければならないかわからないケースって、賃貸借契約の保証人になる場合の他にもあるのかな？

例えば、入院をする時に保証人になる、親が介護施設に入る時の保証人になるなど、身近な契約の中にもたくさんあるね。



保証人するときには、「極度額」がいくらなのかしっかり確認して、自分が保証できる範囲なのかどうかを考えてから契約する必要があるね。

そうだよ、きりちゃん。「名前だけ貸して」「絶対に迷惑をかけることはないから」と言われても、「極度額」をしっかり確認することが大切だね。



「保証」に関する法律の改正は他にもあるの？

事業を行っている人が、事業用の融資を受ける場合があるよね。その際に保証人になる人の保証意思の確認の方法が変わったよ。



どうやって確認するようになったの？

事業に関係のない人が保証人になる場合には、公証役場で保証の意思を確認する公正証書を作成しなければならなくなったよ。より厳格な確認が求められるようになったね。



保証はいつ請求されるかわからない怖さがあるから、しっかりと確認することが大事だね。